

JP ドメイン名紛争処理方針および JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則に関する新旧対照表

JP ドメイン名紛争処理方針 新旧対照表

改正案	現行	備考欄
<p><u>JPNIC の名称変更</u></p> <p>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 公開: 2000 年 7 月 19 日 改正: 2000 年 10 月 10 日 改正: 2002 年 2 月 19 日 改正: 2007 年 3 月 9 日 改正: 2012 年 5 月 16 日 改正: 2017 年 5 月 17 日 実施: 2017 年 7 月 1 日</p> <p>JP ドメイン名紛争処理方針</p> <p>第 1 条 目的</p> <p>この「JP ドメイン名紛争処理方針」(以下「本方針」という)は、<u>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</u> (以下「JPNIC」という)により採択されたものであり、株式会社日本レジストリサービス (以下「JPRS」という) にドメイン名の登録をした者 (以下「登録者」という) が従う登録規則 (JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群) からの参照により、それと一体になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第 4 条で定める JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」(以下「手続規則」という)、<u>及び</u> JPNIC により認定された紛争処理機関 (以下「紛争処理機関」という) が別途定める補則に従って、実施されるものとする。</p>	<p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 公開: 2000 年 7 月 19 日 改訂: 2000 年 10 月 10 日 改訂: 2002 年 2 月 19 日 改訂: 2007 年 3 月 9 日 改訂: 2012 年 5 月 16 日 実施: 2012 年 7 月 1 日</p> <p>JP ドメイン名紛争処理方針</p> <p>第 1 条 目的</p> <p>この「JP ドメイン名紛争処理方針」(以下「本方針」という)は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (以下「JPNIC」という) により採択されたものであり、株式会社日本レジストリサービス (以下「JPRS」という) にドメイン名の登録をした者 (以下「登録者」という) が従う登録規則 (JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群) からの参照により、それと一体になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第 4 条で定める JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」(以下「手続規則」という)、<u>および</u> JPNIC により認定された紛争処理機関 (以下「紛争処理機関」という) が別途定める補則に従って、実施されるものとする。</p>	<p>(修正) (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p data-bbox="118 151 600 183"><u>裁判所への出訴時の JPRS への提出書類</u></p> <p data-bbox="118 239 560 271">第 4 条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p data-bbox="118 327 358 359">k. 裁判所への出訴</p> <p data-bbox="118 414 1037 1252">いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知から 10 日間（JPRS の本店の営業日で計算）の間、保留する。もしこの 10 日間の間に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告として手続規則第 3 条(b)(xii)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したことを証する文書（裁判所受領印のある訴状、裁判所による訴訟提起証明書等）の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。（この合意裁判管轄は、東京地方裁判所または JPRS のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第 1 条及び第 3 条(b)(xii)を参照。）もしこの 10 日間の間に、登録者から出訴したことを証する文書の提出があったときには、JPRS はその裁定結果の実施を見送る。また、(i)公正証書による当事者間での和解契約書、(ii)登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書及び申立人の同意書、または(iii)当該訴訟を却下もしくは棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の写しを、申立人または登録者から JPRS が受領するまで、JPRS はパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。</p>	<p data-bbox="1059 239 1500 271">第 4 条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p data-bbox="1059 327 1299 359">k. 裁判所への出訴</p> <p data-bbox="1059 414 1977 1252">いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知後 10 日間（JPRS の本店の営業日で計算）の間、保留する。もしこの 10 日間の間に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告として手続規則第 3 条(b)(xii)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したとの文書（裁判所受領印のある訴状等）の正本の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。（この合意裁判管轄は、東京地方裁判所または JPRS のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第 1 条および第 3 条(b)(xii)を参照。）もしこの 10 日間の間に、登録者から出訴したとの文書の正本の提出があったときには、JPRS はその裁定結果の実施を見送る。また、(i)公正証書による当事者間での和解契約書の正本、(ii)登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書および申立人の同意書の正本、または(iii)当該訴訟を却下もしくは棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の正本を、申立人または登録者から JPRS が受領するまで、JPRS はパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。なお、<del>上記の正本にかえ、写しを提出することができる。</del></p>	<p data-bbox="2027 630 2116 662">(修正)</p> <p data-bbox="2004 758 2150 829">(修正・削除・追加)</p> <p data-bbox="2027 925 2116 957">(修正)</p> <p data-bbox="2027 965 2116 997">(修正)</p> <p data-bbox="2027 1013 2116 1045">(削除)</p> <p data-bbox="2027 1053 2116 1085">(修正)</p> <p data-bbox="2027 1093 2116 1125">(削除)</p> <p data-bbox="2027 1181 2116 1212">(修正)</p> <p data-bbox="2027 1268 2116 1300">(削除)</p>

改正案	現行	備考欄
<p data-bbox="120 108 719 140">「<u>申立</u>」を法令の表記に合わせて「<u>申立て</u>」に修正</p> <p data-bbox="120 156 560 188">第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p data-bbox="120 240 412 272">a. 適用対象となる紛争</p> <p data-bbox="120 325 1039 443">第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の<u>申立て</u>があったときには、登録者はこのJP ドメイン名紛争処理手続に従うものとする。</p>	<p data-bbox="1061 156 1500 188">第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p data-bbox="1061 240 1352 272">a. 適用対象となる紛争</p> <p data-bbox="1061 325 1980 443">第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の<u>申立</u>があったときには、登録者はこのJP ドメイン名紛争処理手続に従うものとする。</p>	<p data-bbox="2027 368 2107 400">(修正)</p>
<p data-bbox="120 523 898 555">「<u>および</u>」を法令の表記に合わせて「<u>及び</u>」に修正（計20箇所）</p> <p data-bbox="120 592 286 624">第1条 目的</p> <p data-bbox="120 660 1039 1118">この「JP ドメイン名紛争処理方針」（以下「本方針」という）は、<u>一般</u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択されたものであり、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）にドメイン名の登録をした者（以下「登録者」という）が従う登録規則（JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群）からの参照により、それと一体になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第4条で定めるJP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「手続規則」という）、<u>及び</u>JPNICにより認定された紛争処理機関（以下「紛争処理機関」という）が別途定める補則に従って、実施されるものとする。</p> <p data-bbox="120 1171 658 1203">第2条 登録者による告知<u>及び</u>告知義務違反</p> <p data-bbox="120 1256 604 1287">第3条 ドメイン名登録の移転<u>及び</u>取消</p>	<p data-bbox="1061 592 1227 624">第1条 目的</p> <p data-bbox="1061 660 1980 1118">この「JP ドメイン名紛争処理方針」（以下「本方針」という）は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択されたものであり、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という）にドメイン名の登録をした者（以下「登録者」という）が従う登録規則（JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群）からの参照により、それと一体になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第4条で定めるJP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「手続規則」という）、<u>および</u>JPNICにより認定された紛争処理機関（以下「紛争処理機関」という）が別途定める補則に従って、実施されるものとする。</p> <p data-bbox="1061 1171 1635 1203">第2条 登録者による告知<u>および</u>告知義務違反</p> <p data-bbox="1061 1256 1581 1287">第3条 ドメイン名登録の移転<u>および</u>取消</p>	<p data-bbox="2027 651 2107 683">(追加)</p> <p data-bbox="2027 1038 2107 1070">(修正)</p> <p data-bbox="2027 1166 2107 1198">(修正)</p> <p data-bbox="2027 1251 2107 1283">(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>b. 不正の目的で登録または使用していることの証明</p> <p>(iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき</p> <p>c. 登録者がドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していることの証明</p> <p>申立書を受領した登録者は、手続規則第5条を参照し、答弁書を紛争処理機関に対して提出しなければならない。パネルが、申立人及び登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条 a 項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。</p> <p>e. 手続の開始とパネルの指名</p> <p>手続の開始及び実施の手順、ならびに紛争処理の裁定を下すパネルの指名手続は、手続規則の定めによる。</p> <p>h. JP ドメイン名紛争処理手続への JPNIC 及び JPRS の関与</p> <p>JPNIC 及び JPRS は、パネルによる手続の管理またはその実施には一切関与しない。また、JPNIC 及び JPRS は、パネルが下す裁定それ自体については、その責任を負わない</p>	<p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>b. 不正の目的で登録または使用していることの証明</p> <p>(iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき</p> <p>c. 登録者がドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していることの証明</p> <p>申立書を受領した登録者は、手続規則第5条を参照し、答弁書を紛争処理機関に対して提出しなければならない。パネルが、申立人および登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条 a 項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。</p> <p>e. 手続の開始とパネルの指名</p> <p>手続の開始および実施の手順、ならびに紛争処理の裁定を下すパネルの指名手続は、手続規則の定めによる。</p> <p>h. JP ドメイン名紛争処理手続への JPNIC および JPRS の関与</p> <p>JPNIC および JPRS は、パネルによる手続の管理またはその実施には一切関与しない。また、JPNIC および JPRS は、パネルが下す裁定それ自体については、その責任を負わない。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>j. 通知と公表</p> <p>紛争処理機関は JPNIC <u>及び</u> JPRS に対し、当該ドメイン名に関するパネルのすべての裁定を通知しなければならない。すべての裁定は、JPNIC により保管され、インターネットで公表するものとする。ただし、JPNIC が必要と認めるときは、JPNIC は公表する範囲を制限することができる。紛争処理機関は JPNIC による保管と公表に同意する。</p> <p>第 4 条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>k. 裁判所への出訴 【p.2 「裁判所への出訴時の JPRS への提出書類」の項を参照】</p> <p>第 6 条 JPNIC <u>及び</u> JPRS の紛争への関与</p> <p>JPNIC <u>及び</u> JPRS は、登録者と第三者との間でのドメイン名の登録と使用に関するいかなる紛争にも関与しない。登録者は、JPNIC <u>及び</u> JPRS を紛争当事者に指名したり、そのような手続に参加させてはならない。もし、JPNIC <u>及び</u> JPRS が紛争当事者として指名された場合には、JPNIC <u>及び</u> JPRS は適切と思われるあらゆる手段を講じ、または JPNIC <u>及び</u> JPRS を防御するのに必要な他のあらゆる対抗手続をとる一切の権利を留保する。</p> <p>第 7 条 現状の維持</p> <p>JPRS は、本方針のもとでは、第 3 条の規定<u>及び</u>登録規則に定めのある場合を除き、ドメイン名登録の移転、取消、またはその他のドメイン名登録の現状を変更する手続を行わない。</p>	<p>j. 通知と公表</p> <p>紛争処理機関は JPNIC および JPRS に対し、当該ドメイン名に関するパネルのすべての裁定を通知しなければならない。すべての裁定は、JPNIC により保管され、インターネットで公表するものとする。ただし、JPNIC が必要と認めるときは、JPNIC は公表する範囲を制限することができる。紛争処理機関は JPNIC による保管と公表に同意する。</p> <p>第 4 条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>k. 裁判所への出訴 【p.2 「裁判所への出訴時の JPRS への提出書類」の項を参照】</p> <p>第 6 条 JPNIC および JPRS の紛争への関与</p> <p>JPNIC および JPRS は、登録者と第三者との間でのドメイン名の登録と使用に関するいかなる紛争にも関与しない。登録者は、JPNIC および JPRS を紛争当事者に指名したり、そのような手続に参加させてはならない。もし、JPNIC および JPRS が紛争当事者として指名された場合には、JPNIC および JPRS は適切と思われるあらゆる手段を講じ、または JPNIC および JPRS を防御するのに必要な他のあらゆる対抗手続をとる一切の権利を留保する。</p> <p>第 7 条 現状の維持</p> <p>JPRS は、本方針のもとでは、第 3 条の規定および登録規則に定めのある場合を除き、ドメイン名登録の移転、取消、またはその他のドメイン名登録の現状を変更する手続を行わない。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正・修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>第9条 本方針の改訂</p> <p>JPNIC は、いつでも本方針を改訂する権利を留保する。JPNIC 及び JPRS は、その改訂された本方針をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日（暦日）前に公開するものとする。【以下略】</p>	<p>第9条 本方針の改訂</p> <p>JPNIC は、いつでも本方針を改訂する権利を留保する。JPNIC および JPRS は、その改訂された本方針をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日（暦日）前に公開するものとする。【以下略】</p>	(修正)
<p>「後●日以内」「後日間」を法令等に合わせて「から●日以内」「から●日間」に統一</p> <p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>k. 裁判所への出訴 【p.2「裁判所への出訴時の JPRS への提出書類」を参照のこと】</p> <p>第8条 紛争中におけるドメイン名の移転</p> <p>登録者は、次のいずれかの場合、当該ドメイン名登録を他の者に移転することができない。</p> <p>(i) 第4条による JP ドメイン名紛争処理手続の係属中または終結から 15 日間（JPRS の本店の営業日で計算）</p>	<p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>k. 裁判所への出訴 【p.2「裁判所への出訴時の JPRS への提出書類」を参照のこと】</p> <p>第8条 紛争中におけるドメイン名の移転</p> <p>登録者は、次のいずれかの場合、当該ドメイン名登録を他の者に移転することができない。</p> <p>(i) 第4条による JP ドメイン名紛争処理手続の係属中または終結後-15 日間（JPRS の本店の営業日で計算）</p>	(修正)

JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 新旧対照表

改正案	現行	備考欄
<p><b>JPNIC の名称変更</b></p> <p>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター            公開: 2000 年 7 月 19 日            改訂: 2000 年 10 月 10 日            改訂: 2002 年 2 月 19 日            改訂: 2005 年 1 月 21 日            改訂: 2007 年 3 月 9 日            改訂: 2012 年 2 月 10 日            改訂: 2012 年 5 月 16 日            改訂: 2017 年 5 月 17 日            実施: 2017 年 7 月 1 日</p> <p>JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則</p> <p>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択された「JP ドメイン名紛争処理方針」に基づく JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「本規則」という）及び JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関がそのウェブサイトで公開する補則に従って、実施される。</p>	<p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター            公開: 2000 年 7 月 19 日            改訂: 2000 年 10 月 10 日            改訂: 2002 年 2 月 19 日            改訂: 2005 年 1 月 21 日            改訂: 2007 年 3 月 9 日            改訂: 2012 年 2 月 10 日            改訂: 2012 年 5 月 16 日            実施: 2012 年 7 月 1 日</p> <p>JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則</p> <p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択された「JP ドメイン名紛争処理方針」に基づく JP ドメイン名紛争処理手続は、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「本規則」という）および JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関がそのウェブサイトで公開する補則に従って、実施される。</p>	<p>(修正)</p> <p>(追加)</p> <p>(修正)</p>
<p><b>申立書記載事項から希望パネリストの連絡先および DRP の写し提出義務を削除（不要のため）</b></p> <p>第 3 条 申立書            (b)            (iv) この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数（一名または三名）及び三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名</p>	<p>第 3 条 申立書            (b)            (iv) この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数（一名または三名）および三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先（これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処</p>	<p>(修正)</p> <p>(削除)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>(これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない)</p> <p>(xiv) 申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、<u>及びそれらの証拠の一覧と説明書。</u></p>	<p>理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない)</p> <p>(xiv) 申立の対象となっているドメイン名に適用される処理方針の写し— および申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、およびそれらの証拠の一覧と説明書。</p>	<p>(削除) (修正) (修正)</p>
<p><u>紛争処理機関からドメイン名登録者への書類発送期限の延長</u></p> <p>第 4 条 申立書の送付</p> <p>(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第 19 条に定める料金の受領の確認及び書面の受領から 5 日（営業日）以内に、第 2 条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p>	<p>第 4 条 申立書の送付</p> <p>(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第 19 条に定める料金の受領の確認及び書面の受領後 3 日（営業日）以内に、第 2 条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p>	<p>(修正)</p>
<p><u>引用条文の誤りの修正</u></p> <p><u>答弁書記載事項から希望パネリストの連絡先を削除（不要のため）</u></p> <p>第 5 条 答弁書</p> <p>(b)</p> <p>(iv) 申立人が申立書においてパネリスト一名の構成によるパネルを選択（第 3 条(b)(iv)参照）している場合には、登録者が三名構成のパネルの選択を希望することの有無</p> <p>(v) 申立人または登録者のいずれかによりパネリスト三名で構成されるパネルが選択される場合には、パネリスト三名のうち一名を指名するための候補者三名の氏名（これらの候補者は JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出されなければならない）</p>	<p>第 5 条 答弁書</p> <p>(b)</p> <p>(iv) 申立人が申立書においてパネリスト一名の構成によるパネルを選択（第 3 条(e)(vii)参照）している場合には、登録者が三名構成のパネルの選択を希望することの有無</p> <p>(v) 申立人または登録者のいずれかによりパネリスト三名で構成されるパネルが選択される場合には、パネリスト三名のうち一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先（これらの候補者は JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出されなければならない）</p>	<p>(修正)  (削除)</p>
<p><u>申立人に課せられているパネリスト連絡先通知義務を削除（不要のため）</u></p> <p><u>三人パネルの場合の三人目のパネリストの指名方法</u></p> <p>第 6 条 パネルの指名と裁定日</p> <p>(d) 申立人が三名構成のパネルを選択せず、登録者が三名構成のパネルを選</p>	<p>第 6 条 パネルの指名と裁定日</p> <p>(d) 申立人が三名構成のパネルを選択せず、登録者が三名構成のパネルを選</p>	

改正案	現行	備考欄
<p>択したときには、申立人に答弁書の送付があつてから5日（営業日）以内に、申立人はパネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名を、紛争処理機関に通知しなければならない。申立人は、これらの候補者を、JPNICが認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出しなければならない。</p> <p>(e) いずれかの当事者がパネリスト三名構成のパネルを選択したときには、紛争処理機関は両当事者が提出した各候補者名簿から各一名のパネリストを指名するよう努力しなければならない。当事者が提出した候補者名簿から、通常の要件に従って、5日（営業日）以内に指名できないときには、紛争処理機関が自ら維持・管理しているパネリスト名簿から指名しなければならない。三番目のパネリストは、<u>紛争処理機関が指名するものとする。</u></p>	<p>択したときには、申立人に答弁書の送付があつてから5日（営業日）以内に、申立人はパネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先を、紛争処理機関に通知しなければならない。申立人は、これらの候補者を、JPNICが認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出しなければならない。</p> <p>(e) いずれかの当事者がパネリスト三名構成のパネルを選択したときには、紛争処理機関は両当事者が提出した各候補者名簿から各一名のパネリストを指名するよう努力しなければならない。当事者が提出した候補者名簿から、通常の要件に従って、5日（営業日）以内に指名できないときには、紛争処理機関が自ら維持・管理しているパネリスト名簿から指名しなければならない。三番目のパネリストは、<del>紛争処理機関が両当事者に提示した5名の候補者の中から、その提示から5日（営業日）以内に両当事者が示した意向を踏まえ、合理的なバランスを考慮した上で、</del>紛争処理機関により指名されなければならない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(修正)</p>
<p>第17条 取下げ、和解その他の理由による手続の終結</p> <p>(b) 前項により申立てが取り下げられたとき、<u>その手続は終了する。</u></p>	<p>第17条 取下げ、和解その他の理由による手続の終結</p> <p>(b) 前項により申立が取り下げられたとき、<del>または、両当事者がパネルの裁定前に和解するとの合意に至ったときには、</del>パネルはその手続を終了しなければならない。</p>	<p>(修正)</p>
<p>「および」を法令の表記に合わせて「及び」に統一</p> <p>JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則</p> <p>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択された「JPドメイン名紛争処理方針」に基づくJPドメイン名紛争処理手続は、「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「本規則」という）<u>及び</u>JPドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関がそのウェブサイトで公開する補則に従って、実施される。</p> <p>第1条 定義</p>	<p>JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則</p> <p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という）により採択された「JPドメイン名紛争処理方針」に基づくJPドメイン名紛争処理手続は、「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「本規則」という）<del>および</del>JPドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関がそのウェブサイトで公開する補則に従って、実施される。</p> <p>第1条 定義</p>	<p>(追加)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>(j) 「補則」とは、本規則を補完するために、JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関が採択した規則をいう。この補則は、処理方針または本規則と矛盾する内容のものであってはならず、紛争処理機関は、この補則において、料金、語数・頁数の制限またはその指針、紛争処理機関とパネルの連絡方法、<u>及び連絡通知文書の表書の様式等</u>を定めなければならない。</p> <p>第2条 送付方法</p> <p>(a)</p> <p>(i) JPRS のドメイン名登録原簿に記載されているドメイン名登録組織の代表者<u>及び登録担当者</u>への郵送<u>及びファクシミリ</u>による申立書の送付</p> <p>(iii) 登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の住所、<u>及び第3条(b)(v)</u>により申立人が紛争処理機関に提示したすべての送付先への申立書の送付</p> <p>(c) 当事者から紛争処理機関またはパネルに対する連絡は、補則が定める手段<u>及び方法</u>（書類の送付部数を含む）によりなされなければならない。</p> <p>(e) 当事者は、紛争処理機関<u>及び</u> JPRS に通知することにより、連絡方法（連絡担当者、手段、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号<u>及び</u>ファクシミリ番号を含む）を変更することができる。</p> <p>(h) すべての送付の写しは、次のとおり関係者に送付されなければならない。</p> <p>(i) パネルからいずれかの当事者に送付するときは、紛争処理機関<u>及び</u>他の当事者へ</p> <p>(ii) 紛争処理機関からいずれかの当事者に送付するときは、他の当事者へ</p>	<p>(j) 「補則」とは、本規則を補完するために、JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関が採択した規則をいう。この補則は、処理方針または本規則と矛盾する内容のものであってはならず、紛争処理機関は、この補則において、料金、語数・頁数の制限またはその指針、紛争処理機関とパネルの連絡方法、<u>および連絡通知文書の表書の様式等</u>を定めなければならない。</p> <p>第2条 送付方法</p> <p>(a)</p> <p>(i) JPRS のドメイン名登録原簿に記載されているドメイン名登録組織の代表者<u>および登録担当者</u>への郵送<u>およびファクシミリ</u>による申立書の送付</p> <p>(iii) 登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の住所、<u>および第3条(b)(v)</u>により申立人が紛争処理機関に提示したすべての送付先への申立書の送付</p> <p>(c) 当事者から紛争処理機関またはパネルに対する連絡は、補則が定める手段<u>および方法</u>（書類の送付部数を含む）によりなされなければならない。</p> <p>(e) 当事者は、紛争処理機関<u>および</u> JPRS に通知することにより、連絡方法（連絡担当者、手段、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号<u>および</u>ファクシミリ番号を含む）を変更することができる。</p> <p>(h) すべての送付の写しは、次のとおり関係者に送付されなければならない。</p> <p>(i) パネルからいずれかの当事者に送付するときは、紛争処理機関<u>および</u>他の当事者へ</p> <p>(ii) 紛争処理機関からいずれかの当事者に送付するときは、他の当事者へ</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正・修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>(iii) 当事者の一方から送付されたものは、必要に応じ、他の当事者、パネル及び紛争処理機関へ</p>	<p>(iii) 当事者の一方から送付されたものは、必要に応じ、他の当事者、パネルおよび紛争処理機関へ</p>	
<p>(i) 送付者は、その送付の事実及び状況を記録した書面その他の記憶媒体を、関係当事者による検査及び報告のために保管しておかなければならない。</p>	<p>(i) 送付者は、その送付の事実および状況を記録した書面その他の記憶媒体を、関係当事者による検査および報告のために保管しておかなければならない。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>
<p>第3条 申立書</p>	<p>第3条 申立書</p>	
<p>(a) 登録されているドメイン名について利害関係を有するいかなる個人・団体も、処理方針及び本規則に従って、JPNIC の認定を受けているいずれかの紛争処理機関に対して申立書を提出することにより、JP ドメイン名紛争処理手続を開始することができる。(紛争処理機関は、その処理能力またはその他の理由により、申立ての受理を停止することができる。この場合、当該紛争処理機関は申立ての受理を拒絶しなければならない。拒絶された個人・団体は他の紛争処理機関に申立書を提出することができる。)</p>	<p>(a) 登録されているドメイン名について利害関係を有するいかなる個人・団体も、処理方針および本規則に従って、JPNIC の認定を受けているいずれかの紛争処理機関に対して申立書を提出することにより、JP ドメイン名紛争処理手続を開始することができる。(紛争処理機関は、その処理能力またはその他の理由により、申立ての受理を拒絶しなければならない。拒絶された個人・団体は他の紛争処理機関に申立書を提出することができる。)</p>	<p>(修正)</p>
<p>(b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書及び電子メール(電子メールに添付できない関係書類は除く)の両方によって提出されなければならない。</p>	<p>(b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書および電子メール(電子メールに添付できない関係書類は除く)の両方によって提出されなければならない。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p>
<p>(i) <del>処理方針及び</del>本規則に従って裁定されることの要請</p>	<p>(i) <del>処理方針</del>および本規則に従って裁定されることの要請</p>	<p>(修正)</p>
<p>(ii) <del>申立人及び</del>この JP ドメイン名紛争処理手続において申立人に代って手続を行う権限がある代理人の氏名、事務所等の名称、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号及びファクシミリ番号</p>	<p>(ii) <del>申立人</del>およびこの JP ドメイン名紛争処理手続において申立人に代って手続を行う権限がある代理人の氏名、事務所等の名称、郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号およびファクシミリ番号</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p>
<p>(iii) <del>この JP ドメイン名紛争処理手続における申立人への希望連絡方法(連絡担当者、手段、郵送先住所及び電子メールアドレスを含む)を、(A)電子メール送付による場合、及び(B)郵送による場合、のそれぞれについて</del></p>	<p>(iii) <del>この JP ドメイン名紛争処理手続における申立人への希望連絡方法(連絡担当者、手段、郵送先住所および電子メールアドレスを含む)を、(A)電子メール送付による場合、および(B)郵送による場合、のそれぞれについて</del></p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>(iv) <u>この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数</u>（一名または三名）<u>及び三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名</u>（これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない）</p> <p>(v) <u>紛争処理機関が第 2 条(a)に定める申立書の送付を行うのに必要とされる、登録者またはその代理人への連絡手段について、申立人がこの JP ドメイン名紛争処理手続開始前の交渉で知り得た連絡先情報を含め、申立人が知る登録者の氏名、事務所等の名称、及び関係するすべての情報（郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号を含む）</u></p> <p>(viii) <u>申立ての根拠となる商標その他表示、及び、それが現実に使用されているときにはその使用されている商品・役務の種類と内容</u>（申立人は、申立書提出時に、将来その標章を使用する意図がある他の商品・役務があれば、その旨を別に記述することができる）</p> <p>(x) <u>処理方針及び本規則に従って求める救済</u></p> <p>(xiii) 次の結語<u>及び申立人またはその権限ある代理人の署名または記名捺印</u></p> <p>(1) 「申立人は、ドメイン名の登録に関する請求もしくは救済、紛争または紛争処理について、登録者のみを相手とするものであり、故意による不法行為を除き、(a)紛争処理機関<u>及びパネリスト</u>、(b)JPRS <u>並びにその役員、従業員その他のすべての関係者</u>、(c)JPNIC <u>並びにその役員、職員、委員その他のすべての関係者</u>に対する一切の請求または救済を放棄することに同意する。」</p> <p>(xiv) 申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、<u>及びそれらの証拠の一覧と説明書</u>。</p>	<p>(iv) <u>この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数</u>（一名または三名）<u>および三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名と連絡先</u>（これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない）</p> <p>(v) <u>紛争処理機関が第 2 条(a)に定める申立書の送付を行うのに必要とされる、登録者またはその代理人への連絡手段について、申立人がこの JP ドメイン名紛争処理手続開始前の交渉で知り得た連絡先情報を含め、申立人が知る登録者の氏名、事務所等の名称、および関係するすべての情報（郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号を含む）</u></p> <p>(viii) <u>申立の根拠となる商標その他表示、および、それが現実に使用されているときにはその使用されている商品・役務の種類と内容</u>（申立人は、申立書提出時に、将来その標章を使用する意図がある他の商品・役務があれば、その旨を別に記述することができる）</p> <p>(x) <u>処理方針および本規則に従って求める救済</u></p> <p>(xiii) 次の結語<u>および申立人またはその権限ある代理人の署名または記名捺印</u></p> <p>(1) 「申立人は、ドメイン名の登録に関する請求もしくは救済、紛争または紛争処理について、登録者のみを相手とするものであり、故意による不法行為を除き、(a)紛争処理機関<u>およびパネリスト</u>、(b)JPRS <u>並びにその役員、従業員その他のすべての関係者</u>、(c)JPNIC <u>並びにその役員、職員、委員その他のすべての関係者</u>に対する一切の請求または救済を放棄することに同意する。」</p> <p>(xiv) 申立の対象となっているドメイン名に適用される処理方針の写し、<u>および申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、およびそれらの証拠の一覧と説明書</u>。</p>	<p>(修正) (削除)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正・修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(削除) (修正)</p>



改正案	現行	備考欄
<p>そのパネリストの名簿から一名のパネリストを指名しなければならない。一名構成のパネルの料金は、申立人がその全額を負担する。</p> <p>(f) 例外的な事情がある場合を除き、紛争処理機関は、パネル全体の指名後、両当事者、JPNIC <u>及び</u> JPRS に対して、指名されたパネリスト <u>及び</u> そのパネルが裁定を下す予定日を通知しなければならない。</p> <p>第 8 条 当事者とパネル間の連絡</p> <p>当事者 <u>及び</u> その代理人は、パネルと一方的な連絡を取ってはならない。当事者とパネルとのすべての連絡は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている方法に従って紛争処理機関の事務局または事務担当者を通じて、なされなければならない。</p> <p>第 10 条 パネルの権限</p> <p>(e) パネルは、処理方針 <u>及び</u> 本規則に従って、複数のドメイン名紛争の併合審理を求める当事者からの申立ての許否を決定しなければならない。</p> <p>第 12 条 陳述・書類の追加</p> <p>パネルはその裁量により、いずれの当事者に対しても、申立書 <u>及び</u> 答弁書以外に、陳述・書類の追加を求めることができる。</p> <p>第 13 条 当事者に対する審問</p> <p>電話、ビデオ <u>及び</u> ウェブ上での会議を含めて、当事者に対する審問を行わないものとする。ただし、特段の事情のある例外的な場合に限り、パネルの決定により、裁定を下すに必要な限度で、かかる審問を行うことができる。</p> <p>第 15 条 パネルの裁定</p> <p>(a) パネルは、提出された陳述・文書 <u>及び</u> 審問の結果に基づき、処理方針、本規則 <u>及び</u> 適用される関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、</p>	<p>に、そのパネリストの名簿から一名のパネリストを指名しなければならない。一名構成のパネルの料金は、申立人がその全額を負担する。</p> <p>(f) 例外的な事情がある場合を除き、紛争処理機関は、パネル全体の指名後、両当事者、JPNIC および JPRS に対して、指名されたパネリスト <u>および</u> そのパネルが裁定を下す予定日を通知しなければならない。</p> <p>第 8 条 当事者とパネル間の連絡</p> <p>当事者 <u>および</u> その代理人は、パネルと一方的な連絡を取ってはならない。当事者とパネルとのすべての連絡は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている方法に従って紛争処理機関の事務局または事務担当者を通じて、なされなければならない。</p> <p>第 10 条 パネルの権限</p> <p>(e) パネルは、処理方針 <u>および</u> 本規則に従って、複数のドメイン名紛争の併合審理を求める当事者からの申立ての許否を決定しなければならない。</p> <p>第 12 条 陳述・書類の追加</p> <p>パネルはその裁量により、いずれの当事者に対しても、申立書 <u>および</u> 答弁書以外に、陳述・書類の追加を求めることができる。</p> <p>第 13 条 当事者に対する審問</p> <p>電話、ビデオ <u>および</u> ウェブ上での会議を含めて、当事者に対する審問を行わないものとする。ただし、特段の事情のある例外的な場合に限り、パネルの決定により、裁定を下すに必要な限度で、かかる審問を行うことができる。</p> <p>第 15 条 パネルの裁定</p> <p>(a) パネルは、提出された陳述・文書 <u>および</u> 審問の結果に基づき、処理方針、本規則 <u>および</u> 適用される関係法規の規定・原則、ならびに条理に従っ</p>	<p>(修正) (修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>裁定を下さなければならない。</p> <p>(e) 裁定及び反対意見は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数制限に従ったものでなければならない。すべての反対意見は、多数決によるパネルの裁定に付記されなければならない。パネルは、その紛争内容が処理方針の第4条 a 項の範囲を逸脱しているものであるとの結論に達したときには、その旨を記載しなければならない。もし、申立内容が、処理方針を不正の目的で利用して登録者からそのドメイン名を奪いとろうとする行為や、登録者に対する嫌がらせ行為に該当するようなものであると認められたときには、パネルはその裁定において、不正の目的による申立てであり、この JP ドメイン名紛争処理手続の濫用に該当するものである、との判断を示さなければならない。</p>	<p>て、裁定を下さなければならない。</p> <p>(e) 裁定および反対意見は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数制限に従ったものでなければならない。すべての反対意見は、多数決によるパネルの裁定に付記されなければならない。パネルは、その紛争内容が処理方針の第4条 a 項の範囲を逸脱しているものであるとの結論に達したときには、その旨を記載しなければならない。もし、申立内容が、処理方針を不正の目的で利用して登録者からそのドメイン名を奪いとろうとする行為や、登録者に対する嫌がらせ行為に該当するようなものであると認められたときには、パネルはその裁定において、不正の目的による申立てであり、この JP ドメイン名紛争処理手続の濫用に該当するものである、との判断を示さなければならない。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p>
<p>第 16 条 当事者への裁定の通知</p>	<p>第 16 条 当事者への裁定の通知</p>	
<p>(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領から 3 日（営業日）以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC 及び JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関及び JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日（裁定の通知から 11 日以降 15 日以内の日(JPRS の本店の営業日で計算)) を直ちに連絡しなければならない。</p>	<p>(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領後 3 日（営業日）以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC および JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関および JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日（裁定の通知から 11 日以降 15 日以内の日(JPRS の本店の営業日で計算)) を直ちに連絡しなければならない。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p>
<p>第 19 条 料金</p>	<p>第 19 条 料金</p>	
<p>(e) 移転の裁定を受けた申立人は、当該ドメイン名の移転登録及び登録更新に当たって登録規則に定める所定の登録料または維持料を支払うものとする。</p>	<p>(e) 移転の裁定を受けた申立人は、当該ドメイン名の移転登録および登録更新に当たって登録規則に定める所定の登録料または維持料を支払うものとする。</p>	<p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>第 20 条 免責</p> <p>故意による不法行為を除き、紛争処理機関及びパネリストは、本規則に基づくすべての手続に関係するいかなる作為・不作為についても、両当事者への責任を一切負わない。</p> <p>第 21 条 改訂</p> <p>JPNIC は、いつでも本規則を改訂する権利を留保する。JPNIC 及び JPRS は、その改訂された本規則をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日（暦日）前に公開するものとする。申立書が紛争処理機関に提出された時に有効である本規則が、その JP ドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。</p>	<p>第 20 条 免責</p> <p>故意による不法行為を除き、紛争処理機関およびパネリストは、本規則に基づくすべての手続に関係するいかなる作為・不作為についても、両当事者への責任を一切負わない。</p> <p>第 21 条 改訂</p> <p>JPNIC は、いつでも本規則を改訂する権利を留保する。JPNIC および JPRS は、その改訂された本規則をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日（暦日）前に公開するものとする。申立書が紛争処理機関に提出された時に有効である本規則が、その JP ドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p data-bbox="145 129 674 161">「<u>申立</u>」を法令に合わせて「<u>申立て</u>」に統一</p> <p data-bbox="136 177 304 204">第1条 定義</p> <p data-bbox="136 236 353 263">本規則においては</p> <p data-bbox="136 295 1043 539">           (a) 「<u>申立人</u>」とは、JP ドメイン名紛争処理手続に関する<u>申立て</u>を提起した当事者をいう。            (b) 「<u>当事者</u>」とは、申立人または JP ドメイン名紛争処理手続の<u>申立て</u>の対象となっているドメイン名登録者のことをいう。            (d) 「<u>パネル</u>」とは、JP ドメイン名紛争処理手続の<u>申立て</u>を審理・裁定するために、紛争処理機関により指名された紛争処理パネルをいう。         </p> <p data-bbox="136 587 358 614">第2条 送付方法</p> <p data-bbox="136 630 1043 837">           (a)            (ii) 電子メール（電子メールによる送付が可能な添付書類を含む）による次のすべての宛先への申立書の送付                (A) 登録担当者の電子メールアドレス                (B) postmaster@&lt;<u>申立て</u>の対象となっているドメイン名&gt;         </p> <p data-bbox="136 885 327 912">第3条 申立書</p> <p data-bbox="136 944 1043 1279">           (a) 登録されているドメイン名について利害関係を有するいかなる個人・団体も、処理方針及び本規則に従って、JPNIC の認定を受けているいずれかの紛争処理機関に対して申立書を提出することにより、JP ドメイン名紛争処理手続を開始することができる。（紛争処理機関は、その処理能力またはその他の理由により、<u>申立て</u>の受理を停止することができる。この場合、当該紛争処理機関は<u>申立て</u>の受理を拒絶しなければならない。拒絶された個人・団体は他の紛争処理機関に申立書を提出することができる。）         </p>	<p data-bbox="1068 172 1236 199">第1条 定義</p> <p data-bbox="1068 231 1285 258">本規則においては</p> <p data-bbox="1068 290 1975 534">           (a) 「<u>申立人</u>」とは、JP ドメイン名紛争処理手続に関する<u>申立</u>を提起した当事者をいう。            (b) 「<u>当事者</u>」とは、申立人または JP ドメイン名紛争処理手続の<u>申立</u>の対象となっているドメイン名登録者のことをいう。            (d) 「<u>パネル</u>」とは、JP ドメイン名紛争処理手続の<u>申立</u>を審理・裁定するために、紛争処理機関により指名された紛争処理パネルをいう。         </p> <p data-bbox="1068 582 1290 609">第2条 送付方法</p> <p data-bbox="1068 625 1975 833">           (a)            (ii) 電子メール（電子メールによる送付が可能な添付書類を含む）による次のすべての宛先への申立書の送付                (A) 登録担当者の電子メールアドレス                (B) postmaster@&lt;<u>申立</u>の対象となっているドメイン名&gt;         </p> <p data-bbox="1068 880 1258 908">第3条 申立書</p> <p data-bbox="1068 940 1975 1279">           (a) 登録されているドメイン名について利害関係を有するいかなる個人・団体も、処理方針及び本規則に従って、JPNIC の認定を受けているいずれかの紛争処理機関に対して申立書を提出することにより、JP ドメイン名紛争処理手続を開始することができる。（紛争処理機関は、その処理能力またはその他の理由により、<u>申立</u>の受理を停止することができる。この場合、当該紛争処理機関は<u>申立</u>の受理を拒絶しなければならない。拒絶された個人・団体は他の紛争処理機関に申立書を提出することができる。）         </p>	<p data-bbox="2040 290 2119 317">(修正)</p> <p data-bbox="2040 370 2119 397">(修正)</p> <p data-bbox="2040 450 2119 477">(修正)</p> <p data-bbox="2040 796 2119 823">(修正)</p> <p data-bbox="2040 1120 2119 1147">(修正)</p> <p data-bbox="2040 1168 2119 1195">(修正)</p>



改正案	現行	備考欄
<p>第 5 条 答弁書 (b) (vi) <u>申立て</u>の対象となっているドメイン名について、これまでに開始された、または終結した法的手続</p> <p>第 10 条 パネルの権限 (e) パネルは、処理方針及び本規則に従って、複数のドメイン名紛争の併合審理を求める当事者からの<u>申立て</u>の許否を決定しなければならない。</p> <p>第 14 条 義務の不履行 (a) 例外的な事情がある場合を除き、いずれかの当事者が本規則またはパネルが定めた期限を遵守しない場合が生じたとしても、パネルはその<u>申立て</u>について裁定を下さなければならない。</p> <p>第 15 条 パネルの裁定 (b) 例外的な事情がある場合を除き、パネルは第 6 条による指名があった日から 14 日（営業日）以内に、<u>申立て</u>に対する裁定を紛争処理機関に通知しなければならない。</p> <p>(e) <u>裁定及び反対意見</u>は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数制限に従ったものでなければならない。すべての反対意見は、多数決によるパネルの裁定に付記されなければならない。パネルは、その紛争内容が処理方針の第 4 条 a 項の範囲を逸脱しているものであるとの結論に達したときには、その旨を記載しなければならない。もし、申立内容が、処理方針を不正の目的で利用して登録者からそのドメイン名を奪いとろうとする行為や、登録者に対する嫌がらせ行為に該当するようなものであると認められたときには、パネルはその裁定において、不正の目的による<u>申立て</u>であり、この JP ドメイン名紛争処理手続の濫用に該当するものである、との判断を示さなければならない。</p>	<p>第 5 条 答弁書 (b) (vi) 申立の対象となっているドメイン名について、これまでに開始された、または終結した法的手続</p> <p>第 10 条 パネルの権限 (e) パネルは、処理方針及び本規則に従って、複数のドメイン名紛争の併合審理を求める当事者からの申立の許否を決定しなければならない。</p> <p>第 14 条 義務の不履行 (a) 例外的な事情がある場合を除き、いずれかの当事者が本規則またはパネルが定めた期限を遵守しない場合が生じたとしても、パネルはその申立について裁定を下さなければならない。</p> <p>第 15 条 パネルの裁定 (b) 例外的な事情がある場合を除き、パネルは第 6 条による指名があった日から 14 日（営業日）以内に、申立に対する裁定を紛争処理機関に通知しなければならない。</p> <p>(e) 裁定および反対意見は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている字数制限に従ったものでなければならない。すべての反対意見は、多数決によるパネルの裁定に付記されなければならない。パネルは、その紛争内容が処理方針の第 4 条 a 項の範囲を逸脱しているものであるとの結論に達したときには、その旨を記載しなければならない。もし、申立内容が、処理方針を不正の目的で利用して登録者からそのドメイン名を奪いとろうとする行為や、登録者に対する嫌がらせ行為に該当するようなものであると認められたときには、パネルはその裁定において、不正の目的による申立であり、この JP ドメイン名紛争処理手続の濫用に該当するものである、との判断を示さなければならない。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p>第 16 条 当事者への裁定の通知</p> <p>(b) JPNIC は裁定と裁定結果の実施日をウェブサイトにて公表する（処理方針第 4 条 j 項を参照）。いかなる場合であっても、<u>申立て</u>が不正の目的によるものである（第 15 条(e)を参照）との裁定が下されたときには、その裁定部分は公表されなければならない。</p> <p>第 17 条 取下げ、和解その他</p> <p>(a) 申立人は、パネルの裁定が下されるまでの間、<u>申立て</u>を取り下げることができる。ただし登録者が答弁書を提出した後には、その同意を得なければならない。</p> <p>(b) 前項により<u>申立て</u>が取り下げられたとき、その手続は終了する。</p> <p>第 18 条 裁判所における手続の効果</p> <p>(a) JP ドメイン名紛争処理手続開始前または係属中に、<u>申立て</u>の対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続が開始された場合には、パネルはその裁量により、その JP ドメイン名紛争処理手続の中断もしくは終了または続行のいずれかを選択しなければならない。</p> <p>(b) JP ドメイン名紛争処理手続の係属中に、いずれかの当事者が<u>申立て</u>の対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続を開始した場合には、当事者は速やかに紛争処理機関と、第 8 条に規定する方法でパネルにその旨を通知しなければならない。</p> <p>第 19 条 料金</p> <p>(b) 申立人から前項に定める料金の支払があるまでは、紛争処理機関は<u>申立て</u>について一切の手続を進めてはならない。</p> <p>(c) 紛争処理機関が申立書を受領して<u>から</u> 10 日（営業日）以内に紛争処理機関に対して料金の支払がない場合には、その<u>申立て</u>は取り下げられたものとみなされ、その手続は終了する。</p>	<p>第 16 条 当事者への裁定の通知</p> <p>(b) JPNIC は裁定と裁定結果の実施日をウェブサイトにて公表する（処理方針第 4 条 j 項を参照）。いかなる場合であっても、<u>申立</u>が不正の目的によるものである（第 15 条(e)を参照）との裁定が下されたときには、その裁定部分は公表されなければならない。</p> <p>第 17 条 取下げ、和解その他</p> <p>(a) 申立人は、パネルの裁定が下されるまでの間、<u>申立</u>を取り下げることができる。ただし登録者が答弁書を提出した後には、その同意を得なければならない。</p> <p>(b) 前項により<u>申立</u>が取り下げられたとき、または、<u>両当事者が</u>パネルの裁定前に和解するとの合意に至ったときには、<u>パネルは</u>その手続を終了しなければならない。</p> <p>第 18 条 裁判所における手続の効果</p> <p>(a) JP ドメイン名紛争処理手続開始前または係属中に、<u>申立</u>の対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続が開始された場合には、パネルはその裁量により、その JP ドメイン名紛争処理手続の中断もしくは終了または続行のいずれかを選択しなければならない。</p> <p>(b) JP ドメイン名紛争処理手続の係属中に、いずれかの当事者が<u>申立</u>の対象となっているドメイン名紛争について裁判所における手続を開始した場合には、当事者は速やかに紛争処理機関と、第 8 条に規定する方法でパネルにその旨を通知しなければならない。</p> <p>第 19 条 料金</p> <p>(b) 申立人から前項に定める料金の支払があるまでは、紛争処理機関は<u>申立</u>について一切の手続を進めてはならない。</p> <p>(c) 紛争処理機関が申立書を受領した<u>後</u> 10 日（営業日）以内に紛争処理機関に対して料金の支払がない場合には、その<u>申立</u>は取り下げられたものとみなされ、その手続は終了する。</p>	<p>(修正)</p> <p>(修正・削除)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>

改正案	現行	備考欄
<p data-bbox="136 113 1039 148">「後●日以内」「後日間」を法令等に合わせて「から●日以内」「から●日間」に統一</p> <p data-bbox="136 161 421 193">第4条 申立書の送付</p> <p data-bbox="136 220 1039 421">(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第19条に定める料金の受領の確認及び書面の受領から5日（営業日）以内に、第2条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p> <p data-bbox="136 432 1039 679">(b) 紛争処理機関が申立書に不備があることを発見したときには、その不備の内容を申立人に速やかに通知する。申立人は、その通知受領から5日（営業日）以内にその不備を補正できる。この期間内に何らの補正もなされなかった場合には、当該申立ては取り下げたものとみなされる。ただし、当該申立てを取り下げたとみなされるような場合であっても、申立人は新しい申立書を提出することができる。</p> <p data-bbox="136 735 533 767">第16条 当事者への裁定の通知</p> <p data-bbox="136 794 1039 995">(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領から3日（営業日）以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC 及び JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関及び JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日（裁定の通知から11日以降15日以内の日(JPRSの本店の営業日で計算))を直ちに連絡しなければならない。</p> <p data-bbox="136 1051 322 1083">第19条 料金</p> <p data-bbox="136 1110 1039 1230">(c) 紛争処理機関が申立書を受領してから10日（営業日）以内に紛争処理機関に対して料金の支払がない場合には、その申立ては取り下げられたものとみなされ、その手続は終了する。</p>	<p data-bbox="1064 161 1339 193">第4条 申立書の送付</p> <p data-bbox="1064 220 1973 421">(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第19条に定める料金の受領の確認及び書面の受領後3日（営業日）以内に、第2条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p> <p data-bbox="1064 432 1973 679">(b) 紛争処理機関が申立書に不備があることを発見したときには、その不備の内容を申立人に速やかに通知する。申立人は、その通知受領後5日（営業日）以内にその不備を補正できる。この期間内に何らの補正もなされなかった場合には、当該申立は取り下げたものとみなされる。ただし、当該申立を取り下げたとみなされるような場合であっても、申立人は新しい申立書を提出することができる。</p> <p data-bbox="1064 735 1460 767">第16条 当事者への裁定の通知</p> <p data-bbox="1064 794 1973 995">(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領後3日（営業日）以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC および JPRS に通知しなければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関および JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日（裁定の通知から11日以降15日以内の日(JPRSの本店の営業日で計算))を直ちに連絡しなければならない。</p> <p data-bbox="1064 1051 1249 1083">第19条 料金</p> <p data-bbox="1064 1110 1973 1230">(c) 紛争処理機関が申立書を受領した後10日（営業日）以内に紛争処理機関に対して料金の支払がない場合には、その申立は取り下げられたものとみなされ、その手続は終了する。</p>	<p data-bbox="2040 304 2123 336">(修正)</p> <p data-bbox="2040 472 2123 504">(修正)</p> <p data-bbox="2040 560 2123 592">(修正)</p> <p data-bbox="2040 600 2123 632">(修正)</p> <p data-bbox="2040 791 2123 823">(修正)</p> <p data-bbox="2040 831 2123 863">(修正)</p> <p data-bbox="2040 871 2123 903">(修正)</p> <p data-bbox="2040 1102 2123 1134">(修正)</p> <p data-bbox="2040 1142 2123 1174">(修正)</p>